

文部科学省 2025 年度政府予算要請行動

日時：2024 年 12 月 9 日（月）15：30～16：00

場所：文部科学省 東館 5 階 5F4 会議室

対応者）

- ・大臣官房 文教施設企画・防災部
施設企画課専門官（併）指導第一係長
五十嵐 俊祐
- ・総合教育政策局 地域学習推進課地域学校協働
推進室地域学校協働企画係長
小池 紗江
- ・総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・
安全課安全教育推進室防災教育係長
奥矢 倫知
- ・初等中等教育局 健康教育・食育課 学校給食・
食育係 主任 宮野 恵光
- ・初等中等教育局 財務課教育財政室調整係長
福島 健太
- ・初等中等教育局 財務課教職員配置計画専門官
廣石 孝
- ・初等中等教育局 財務課校務調整係長
唐木 朋也
- ・初等中等教育局 特別支援教育課長補佐
渡邊 賢晃

学校事務協議会参加者）

事務局

- ・議長 水野 鉄也
- ・副議長 生越 義幸
- ・事務局長 山城 直美
- ・特別幹事 櫻田 修

各県幹事

- ・草刈 智
- ・丹野 雅一
- ・磯田 勝
- ・鐘ヶ江 剛



要請書を手交する水野議長(右)

※要請書に対して、赤字部分重点項目（青字は補足要請）を文科省から回答、その後学事協から質疑を行う。要請書及び重点項目質問事項については別紙参照。

■2025 年度政府予算編成に関する要請書

文科省（宮野）：1．学校給食費無償化の部分について回答。学校給食費については、現在の物価高の状況を踏まえて、今回の補正予算案の方で学校給食費の保護者負担軽減に活用いただけるよう重点支援地方交付金事業推奨事業メニューとして0.6兆円を積み増し計上させていただいたところである。

文科省としても各教育委員会等に対してまずは、この予算の積極的な活用を促していきたい。その上で、学校給食費の無償化については、ご存じのことかと思うが昨年6月に閣議決定された子ども未来戦略方針に基づいて今年の6月に調査結果を公表させていただいたところである。調査結果においては学校給食を未実施の学校であるとか、給食を実施していたとしてもアレルギーや不登校等の理由で学校給食を喫食していない児童生徒が相当数存在すること。食材費相当額についても同じ学校給食費であったとしても都道府県間で1.4倍ものひらきがあること。小中学生全員を無償化している3割の自治体において成果目標の設定、成果検証を行っている自治体は2割弱に留まっているとい

うことが明らかになったところである。学校給食の無償化については、こうした結果を踏まえつつ現在児童生徒間の公平性であるとか国と地方の役割分担、政策機構や強制面などから課題の整理をおこなっているところである。引き続き丁寧に進めていきたいと考えている。

文科省（福島）： 8. ①から④番、PTA 寄付金についての回答。そもそも学校の運営管理にかかる経費は、原則として当該学校の設置者である地方公共団体が負担すべきものであり、住民の税外負担解消の観点からも安易に PTA 費等学校関係団体に負担転嫁するのは適当でないと考える。このことについては、平成 24(2012)年 5 月 9 日付け初等教育局長通知で示しているところである。これが前提であるとして、個別の①番の公立学校が金銭を収受する際の正しい処理方法については、学校に限らず、地方公共団体における現金の受け入れにかかわる会計上の手続きについては市町村ないしは都道府県の関係規程等に則って適切に対応していただければと考えている。

次の②番、寄附受け入れに対する見解、留意事項として必要な助言を行うことの部分ですが、地方公共団体による割当的寄附については地財法第 4 条によって禁止されているところである。禁止されているところではあるが一方で学校関係団体から学校に対して自発的に寄附を行うことは禁止されていないところである。その場合、自発的な寄附を受けた場合には当然ながら出納にあたっては会計上の適切な事務処理をとるなど必要である。このことについても先ほど話をした平成 24(2012)年通知で示しているところである。引き続きこの平成 24(2012)年通知に基づいて各教育委員会に対して必要な助言等を行っていききたいと考えている。

③番のプール清掃や床のメンテナンス等建物の維持に要する経費についても任意で

あっても住民にその負担を転嫁してはいけない。ここの部分ですが、地方財政法施行令 52 条の中でどういう風に解釈するかになってくると思う。地財政法上の解釈を文部科学省から何かコメント、正式に回答することはできない。

最後④番。自治体に対する必要な財政支援措置を講ずること、というところですが、まず学校の管理運営の当事者である各地方公共団体において地域の実情を考慮して適切にご判断いただくとともに、学校においても業務の精選であったり予算執行の優先順位を見直すなどをして経費節減のための工夫を行ない保護者の負担の軽減を図るよう適切に対応いただきたいと考えている。その上で、文部科学省としては学校管理経費にかかる地方財政措置の内容を周知したり、学校の管理運営経費予算の充実を促したり、各種の補助事業を通じて、教育環境の充実を図ることを通じて、結果的に保護者負担が軽減されるよう努めてまいりたい。

文科省（廣石）：次に事務職員の定数について、一定数以上の学校に対する定数の確保というところの規定になるが、学校事務職員の定数については今後どのような形で定数改善をしていくのか。これまでも様々な方策があるが、先般の中教審答申を踏まえながら、教職員定数全体のバランスを見ながら引き続きどのような方策でやっていくというのは、今年度は加配もしていますが、今後の定数改善についてなにが最善なのかということは引き続き検討していきたい。

4 の①について、来年度の予算編成の状況ということだが、ここはまだ調整中で今のところお答えするのは難しい。②ですが、福岡市の事例を挙げていただいているが、そこに就学援助加配枠を使用してと書かれているが、確かに加配に近いような規定ぶりではあるが、これ自体は基礎定数ということで国が配分している加配である。自動的に計算され

る基礎定数というところになっているので、そのものが就学援助事務を必ず担当しなければいけない。そういうことが縛られているものではなくて、あくまでも学校事務職員の業務に従事しているというところが基本である。あきらかに学校事務職員ではないというようなところであれば必要な仕事はないのかもしれない。たとえばスクールソーシャルワーカーなどの業務として関係機関との調整とか、そういったところがあると思うが、それは事務職員の標準的な職務の一つにあたるかなと考えているので、あきらかに学校事務職員ではないなというところ以外については、まずは自治体の方で適切に運用していただきたい。

4の⑥番。前年度の就学援助対象児童生徒数を根拠とした年度当初からの加配措置について、これも4の準要保護のといった関係、標準法9条の4の話かと考えるが、これも国側の決定するものではなく、この部分の定数に限らないと思うが4月の学級数とか要保護準要保護数とかそういったところを見越しながら定数も自治体における運用、うまく運用していただいて前年度実績などを見ながら年度当初に事務職員とか教員の数といったところが決まってくる。自治体の方で定数配置のなかで支障が生じないような形でやっていただくというのが重要なと思う。

文科省(唐木)：4の③④⑤について、まず③の各自治体の配置状況、来年度の財源措置の現状について、特に自治体の配置状況については今集計中であり、お答えは差し控えさせていただきます。予算の状況についても今まさに財務省と折衝中であり、今後来年度についても全小中学校に引き続き配置が行えるように財政当局と調整を進めていく。④については、学校における働き方改革の趣旨を踏まえ、自治体に適切な助言を行っていく。教員業務支援員をはじめとした多様な支援活動を編成していくことが大変重要だと思っている。文

部科学省としては、各自治体において着実に人材と予算の確保が進むように、例えば昨年度、こういった「教員業務支援員活用の手引き」というものを作成して、各自治体の現場に合わせた配置が進められるように、自治体の方に、適宜情報を提供しているところである。

⑤番。教員業務支援員が校務全般のサポートを通じて、教職員の負担軽減を図るようにしていただきたいというところではあるが、ご認識のとおり、教員業務支援員については教員の負担軽減が大きな目的に配置されているところではあるが、学校の働き方を進めるところにおいても、やはり学校全体として、学校の校務として、負担軽減をしていただくところがあるので、文部科学省としては、各現場において先ほども示した手引き等を通じて、しっかりと自治体の方に丁寧な情報を提供してまいりたいと思う。

文科省(小池)：続いて学校環境整備についての1.と①について。まず災害時における児童生徒の安全確保や地域防災拠点としての学校の機能を強化することは大変重要だと考えている。その際、コミュニティスクールの仕組みを活用することが有効だと考えており、コミュニティスクールの仕組みを活用して学校安全や地域防災に取り組んでいる理由について、文部科学省としても、全国フォーラムとか、説明会において紹介している。また、学校安全の推進に関する有識者会議において、学校安全を推進することへの組織体制の在り方等についてご議論いただいております。7月の中間まとめの中でコミュニティスクールの有用性についても言及いただいたところである。また、学校運営協議会の設置運営に必要な経費が、地方交付税において、毎年の調査で発表した全国の平均開催回数に応じて費用を計上しておりまして、措置されている。ご指摘の通り、学校安全や地域防災など、地域の課題への取組を充実させるために

は、学校運営協議会の開催回数を確保すること、及び学校運営協議会の効果的な運営を継続することが重要なので、自治体には説明会や手引きの作成などを通じて、適切な開催回数を決定するよう求めるとともに、引き続き地方交付税により必要な経費が措置されるように進めたいと思っている。

文科省（五十嵐）：学校環境整備についての２番と３番、それに関連して青文字の②番～⑤番について。まず赤文字の２番について、バリアフリー化推進指針に基づいて、整備目標の話とか、附帯決議について言及いただいているが、こちらは、整備目標、進捗状況の把握については、これまで調査も実施してきているところであり、少しずつだが整備は徐々に徐々に進めているところである。今年度についても現在調査中で、現在取りまとめをしているところである。いずれにしても、必要な助言、技術的な事例集も作っており、それらを踏まえて、色々と自治体の役に立てるように、準備を進めているところである。また助言や技術的支援については、事例集のほかにも相談窓口も開いており、そういった点でも支援させていただいているところである。

続いて、トイレのバリアフリー化の改修にあたっての、ユニバーサルシートということと言及いただいたところだが、こちらも学校施設を計画、設計するときの留意事項をまとめており「バリアフリー化推進指針」というものがあり、こちらにも様々な方が使う学校ということで、バリアフリー化の様々な機能を施設に収めているところである。その中の留意事項の一つに、ベッドの設置についても掲げているところであり、そういうものを活用しつつ、また事例集の方にもまさに設置事例とか、配置の話も載せている。そういうものを含めて、広く周知しまたそれにかかる財源措置等引き続き話を進めていきたいと考えている。財政措置の話だが、青文字の②にあるとおり、2026年以降の話ということがあ

るが、現行バリアフリー法に基づいて、本来1/3の補助割合のところを1/2にかさ上げしようということである。こちらについては時限を定めているものではなく、現段階では特段終わりを定めているものではないので、引き続き色々と措置を長く続けていければと考えている。

青文字の③。エレベーターの設置については、たいへん配慮をいただいているところであるが、数年かかることなので即効性のあるものということで、エレベーターに代わる階段昇降機の話であるとか、様々な通知、事例集の中でもぜひご理解いただきたいというところである。写真等を使って何が適合しているか、法的にエレベーターの代わりになるものは何か等、図解を示しているところである。今のところはまだ、事例集で取り上げているが、説明会等を通じて全国の自治体に広めたいので、こういったものが法的に適合するか、また学校ごとで向いている設備等、当然あるので、そこは判断いただきつつも、文科省としては情報提供できるよう、今後も進めさせていただければと考えている。

続いて④の国交省との調整との話をいただいているが、普段も国交省と連携を取りながらやらせていただいております、この件についても文科省としてもいろいろと見ながら、検討であるとか、連携を取ればと考えている。引き続き対応させていただく。

⑤の学校施設の改築や改修において、当事者の方に様々な件で参画いただくということだが、現状も留意事項の中で、利用者の方に入っていただくということは、有効であると認識しているところでありその点も含めて、広く周知したい。別の事例もいろいろと聞くが、やはり当事者に入っていただくと精度や使い勝手が上がってくる。またフィードバック的に、建てたあとに、まさに当事者の方の声を拾い上げることで、今後の施設整備にも役立てるという自治体も多々聞いてい

る。進んでいるところだが、事例を含め今後
も活動を進めさせていただけたらと思う。

文科省（渡邊）：就学奨励費の改定について、まず
就学奨励費の定額支給を検討することにつ
いて、学用品・通学用品購入費の実費支給にあ
たっては、レシート等の実費確認による算定
等が保護者や実務担当者の大きな負担とな
っていることは承知しているところである。
このような実態を踏まえ、学校や保護者等の
手続きの簡素化・効率化の観点から、すで
に見直しを行っているところである。各自治
体の実態に応じて、合理的な算定を行って
差し支えないという旨の通知を令和3（2021）
年12月に周知している。加えて、記載にもあ
ったが、令和4（2022）年5月9日付で特別
支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購
入費の経費の算定方法について事業の主体
である自治体等が、各地域や学校の保護
者等の負担の実情を踏まえ、通常使用する
学用品の購入について整理し、定額支給を
可能とする旨を通知したところである。今
後も、我々としては、就学奨励費の事務手
続きについて、自治体の理解を深めること
を目的とした、事務担当者会議・説明会も
開催予定しており、このような場を通じて
周知に努めてまいりたい。

続いて、物価高騰に係る記載について。去
年の物価高騰に伴い、特に学用品・通学用
品の価格が上昇し、保護者負担が膨大とい
うところは承知している。文科省としても
、今後も実態を踏まえ、費目の上限単価の
見直し等、検討してまいりたい。加えて、
物価高騰に伴う対応としても、直近で令
和6（2024）年11月22日に国民の安心
安全と持続的な成長に向けた総合計画対
策における重点支援地方交付金により、特
別支援教育就学奨励費の充填等を行う場
合には、この交付金の活用を積極的に検
討することを周知しているところである。
また、文科省が示す寄宿舎居住に伴う日
用品購入のための対象物品について

は、あくまで例示品目であるところであり
、寄宿舎居住に伴って必要とされる日用品
と整備される物品については、各都道府県
等の判断により、購入できるものと考えて
いる。

最後になるが、通常学級に在籍する児童
生徒の就学奨励費の制度が十分に利用され
ていない問題について、制度上、支給対象
を定めるために明確な基準が必要であるこ
とから、就学奨励費においては、特別支援
学校及び特別支援学級以外に在籍する児童
生徒の場合、学校教育法施行令第22条の3
で規定する障がいにかかると判断するか否
かを基準としている。文科省としては、支
援を必要とする児童生徒が就学奨励費をし
っかり利用できるよう、各自治体等に対し
て、説明会を通じて周知を行うなど、今後
も支援の充実に努めて参りたいと考えてい
る。

学事協：職員課に確認だが、公会計化につ
いて210条に入っているが、公会計化を実
施する見込みがない自治体もいくつかある
ようで、そこに対する対応を取っていただ
きたい。

文科省：文科省としては、従前から公会
計化は会計の透明性の確保といった観点か
ら進めていただくべきとは通知させてい
たっており、研修会等の場を踏まえながら
、機会を捉えて周知の方はさせていただい
ているところである。そこは引き続き文科
省として、周知の方は更に図ってまいり
たい。

学事協：今後、有機食材を使った給食につ
いては、省内でまとめたりといったことは
するのかな。

文科省：有機食材活用については、そも
そも政府として第4次食育推進基本計画
を定めていて、その中で一応地場産物と
か国産産物を給食で使えるように令和7
年度までに定められているので、そうい
ったものをベースにしつつ文科省として
も有機食材の活用の有効性というのは承
知しているので、そこは学校、教育委員
会に対しては流して参りたい。

学事協：定数の関係で、就学援助加配
だが長崎では4月1日から前年の実績あ
るいは見込み

に基づいて県で3人、僕は加配だと思っているが配置されている。そういった自治体が増えればいいと思う。

文科省：定数算定は、5月1日の基礎ベースで年間分算定される仕組みにはなっているが、教員も含めてそうだが、実際は学校自体も4月1日から学校もスタートしているわけなので、基本的には各自治体において、前年度の実績とかもちろん教員でいうと特別支援学級が1人増える、増えないがギリギリまで決まらないなど、加算の部分もボーダーが年度によって多少ずれがあるので、そのあたりまさに4月1日から運用に支障がないようなかたちで配置していきたい。

学事協：先ほど、工夫はしているという話だったが、非常に拘束的に5月1日の結果を待って、事務手続きを取らないと、先走ってはいけないという誤解がたくさんあるので、実態に即した形でお願いしたい。

S S W (スクールソーシャルワーカー) の福岡市の関係だが、S S W として募集をかけて、採用になった人間を国庫負担の基礎定数の学校事務職員の仕事として配置している。こうなるとS S W が定数法の基礎定数に引かかることになる。

文科省：実際にS S W として仮に名乗ったとしても我々があくまでも国庫負担の定数の対象になるのは、事務職員の扱いになる。そこは国庫負担の標準法の関係においては、しっかりと例えば福岡市であれば、福岡市のほうで事務職員であると、外向けにはどうなるかはあると思うが。事務職員以外は国庫負担できない。

学事協：それができるかどうか確定してしまうと、定数法の趣旨を生かせなくなってしまうので、できれば対応してもらえればありがたい。事情を聞くなどしていただきたい。

学事協：奨励費のことで2点ほど。1つ目は寄宿舎居住の日用品についてもレシートではなくて、定額化へお願いしたい。2つ目は令和

4 (2022) 年度の通知の中で、通知のなお書き以下のところ、事務処理要領による合理化算定のところだが、その解釈、実例的な部分があれば、自治体のほうでも定額化が進むのかなと思う。例えば過去3年の支出実績をもとにこのくらいの定額にしましたとか。単純に上限額にするとうまくないという意味でのなお書きだと思うがその点を伺いたい。

文科省：もう一度よろしいですか。

学事協：最初のほうは、寄宿舎の日用品について、こちらはレシート実績になっているが、こちらも同様に定額化へと考えてよろしいか。

文科省：確認します。我々としては学用品と通学用品ということで、整理させていただいたところだった。意見があったということは承知しておく。

学事協：それと先ほどの令和4 (2022) 年5月9日付けの通知の一番最後の2行だが、「新たに定額支給を行う。その額から実費確認を行った場合、大きく上回るべきことのないように留意する。」という文言が非常に生きてしまって、埼玉県教委にきいたら、この文書を受けて、かなり検討したが、領収書をチェックしなければ、実際に上回っているかどうか確認しないといけない。これについては今後も引き続き改善はしないという結論だったと話をもらった。この文書の趣旨はそういうことではないという話をして、今後検討をお願いした。今後の会議の中で、これだと今までと変わらないことになってしまうので、ここを少し柔軟的に解釈するように担当者会議での説明をお願いしたい。

文科省：わかった。そちらは検討する。

学事協：S S S (スクールサポートスタッフ) については、さいたま市に聞いたら、1/3 は確保できているから予算がつくが、2/3 は査定が非常に厳しくて、ほとんどつけられない。さいたま市は165校あるが、今年20校だけ。来年も少ししか増えないという。地財措置でも面倒みてもらっていると思うが。

文科省：地財措置に入っている。

学事協：そこを教育委員会が財政局から予算を引っ張てくるときに説得のときに、非常に予算獲得の弱い部署なので、1/3は国庫負担、2/3についても地財措置があつて、教員多忙化のためはかなり効果がある制度なので、なんとしてもぜひお願いしたいということと、できれば総務省の調整室のほうに、何らかの形で良いですが面倒見てくれよというのは無理だろうか。直接こちらから財政局の調整室の方へ話をするが。本当に働き方改革にとって、この問題が市町村の学校事務職員の配置等について、とにかく学校の多忙化解消をなんとかしようというかたちで出ているので、せっかく良い予算確保とか話をしていただいているのに、現場のところで消化できてなかったり、制度が確保できなかったりととても残念。いろいろな工夫が必要だと思う。

文科省：自治体への地方財政措置で裏負担もきちんとついている。文科省から毎年度周知しているところである。具体的に単位費用としていくらついているかという冊子をつくって、毎年お渡ししているところなので、そういったところを通じて引き続き裏負担がついているところは周知させていただく。

以 上